



文部科学省

# 令和6年度予算案について

令和5年12月

高等教育局私学部私学助成課

## 事業内容

### 一般補助

【114億円（117億円）】

- 園児一人当たりの単価を増額 25,144円（224円増）
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施するとともに、R6年度は更なる処遇改善を実施した場合の加算を新たに創設

### 特別補助

【112億円（106億円）】

#### 教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）

【37億円（35億円）】

##### 預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

##### 幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

#### 幼稚園等特別支援教育経費

【75億円（71億円）】

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ・対象園児数：約2万人（約1,400人増）
- ・支援対象：2人以上→1人以上【対象拡充】

※上記のほか、「教育の質の向上を図る学校支援経費」において、安全確保の推進等に必要な経費を計上（17億円）。

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む。  
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。  
※（ ）は前年度予算額

## 背景説明

私立幼稚園における処遇改善の取組は、質の高い教職員の確保に資する重要な取組。「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を引き上げるため措置を令和4年2月から実施。

## 目的・目標

通常のベースアップ・定期昇給を超えて、私立幼稚園が行う処遇改善の取組（一時的なものではなく、後年度にわたり効果が及ぶもの）を支援し、私立幼稚園における人材の確保を促進。

### 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）

- Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
2. 分配戦略
- (2) 公的分野における分配機能の強化等
- ① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等に対応

## 事業内容

都道府県が、幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、私立幼稚園に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額を補助。

幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行う私立の幼稚園  
(施設型給付を受けない私立の幼稚園に限る。)

(負担割合) 1 / 2

① 所轄庁である都道府県が助成を実施

都道府県

(負担割合) 1 / 4

② 国が都道府県に対して助成額の一部を補助

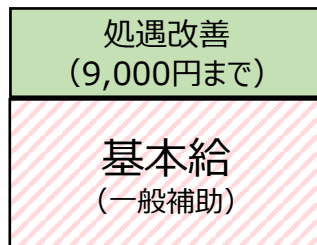
※執行上は、都道府県が私立幼稚園に補助した額の1/2を国が補助。  
※その他、一種免許状の取得の促進についても支援。

国

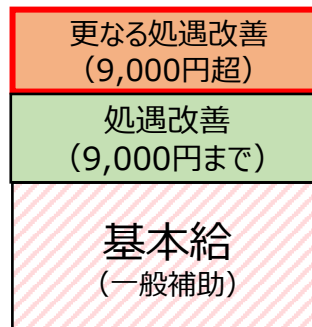
(負担割合) 1 / 4

### 補助対象の範囲

【令和5年度】



【令和6年度】



9,000円の処遇改善を引き続き補助するとともに、令和6年度は9,000円超の更なる処遇改善を実施した場合の加算を新たに創設

※基本給については、私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）により、引き続き補助。

## 事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

### 預かり保育推進事業

預かり保育推進事業単価表（令和6年度）

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

① 通常の預かり保育	基礎単価	【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設 の場合		700,000円	
		【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 の場合		600,000円	
		【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間以上）の場合		400,000円	
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間未満）の場合		200,000円	
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		-	預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日
		-	150,000円	400,000円	700,000円
	預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価	（1）長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設		80,000円	
		（2）休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設		150,000円	
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		（1）長期休業日		（2）休業日	
	預かり保育担当者数 2人/日	140,000円		200,000円	
	預かり保育担当者数 3人以上/日	260,000円		370,000円	



### 幼稚園の子育て支援活動の推進

親子登園や未就園児の受入れ、教育相談など、施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

## 背景説明

子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。

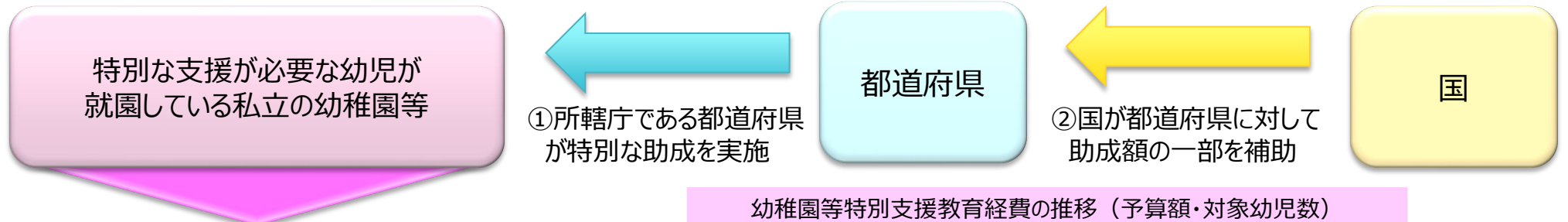


## 目的・目標

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

## 事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。（支援対象：2人以上→1人以上）【対象拡充】



## 幼稚園等における 特別支援教育の充実



幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (予算案)
予算額	64億円	65億円	68億円	71億円	75億円
対象幼児数	1.71万人	1.74万人	1.82万人	1.9万人	2.04万人

特別な支援が必要な幼児数の補助基準の推移

年度	S53年度	S60年度	H2年度	H4年度	H6年度	H11年度	R6年度 (予算案)
人数	8人以上	7人以上	5人以上	4人以上	3人以上	2人以上	1人以上※

※特別な支援が必要な幼児が1人就園している園（1人受入れ園）については、別途、補助要件を設定予定。

## 事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

### <取り組みメニュー>

- ① **次世代を担う人材育成の促進（45万円、35万円）【拡充】**  
グローバル人材育成のための英語教育の強化、数理・データサイエンス・AI教育等の推進、国際交流の推進、外国人の入学生の受入【新規】等  
（外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象）
- ② **ICT教育環境の整備推進（45万円、130万円）【拡充】**  
情報通信技術活用支援員の配置、ICT機器の管理委託（リース含む）等
- ③ **教育相談体制の整備（30万円）**  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等
- ④ **職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進（13万円）**  
職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等
- ⑤ **安全確保の推進（30万円）**  
スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等
- ⑥ **特別支援教育に係る活動の充実（40万円）**  
教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等
- ⑦ **外部人材活用等の推進（45万円）**  
教員の負担軽減を図るため学習指導員、部活動指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等  
（教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象）
- ⑧ **教員業務支援員の推進（30万円）【新規】**  
教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備のための教員業務支援員の配置 等

※①から⑧毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、②は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑥は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。⑧は①～⑦に該当する取組は除く。

※新規事業を除き、補助要件は前年度と同様の予定。